

平成29年度 介護サービス事業者 集団指導

居宅介護支援

札幌市 保健福祉局 高齢保健福祉部
介護保険課（事業指導担当）

目次

1	実地指導と監査について	… P 1
2	人員基準と取扱件数	… P 2
3	運営基準に関する留意点	… P 6
4	介護報酬の算定について	… P 9
5	地域密着型サービスについて	… P 12
6	変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出	… P 13
7	業務管理体制について	… P 14
8	介護人材定着・確保の取組み	… P 16
9	生活保護制度について	… P 17

※ 基準条例とは…

「札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」
(平成26年札幌市条例第55号)

札幌市ホームページで確認できます。

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/kijyunnjyourei.html>

札幌市では、利用者の自立支援や尊厳の保持を念頭に置き、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求に関する事項について、その周知徹底と遵守を図ることを指導の方針としています。

(1) 実地指導

- 事業所において書類の確認や管理者からのヒアリングを行います。
- 関係法令や指定基準を遵守した運営が行われているか確認します。適切な運営が行われていない場合は、是正するよう指導します。
- 各種加算について、算定要件を満たしているか確認します。不適切な報酬請求が行われていた場合は、過誤調整が必要となります。

(2) 監査

- 重大な違反や報酬の不正請求などが疑われる場合に監査を行います。
- 監査の結果、不正の事実が確認された場合は、改善勧告・命令、指定の一部又は全部の停止や取り消し等の行政処分を行います。
- 実施指導において、利用者の生命の危険や報酬請求における著しい不正が確認された場合は、監査に切り替わることがあります。

札幌市介護保険施設等指導監査要綱（平成29年4月1日改訂）

札幌市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/h24shidoukansayoukou.html>

※ 高齢者虐待が疑われるなどの理由により、あらかじめ通知することで日常のサービス提供状況を確認することができないと認められる場合は、事前通知せず実地指導の開始時に文書を通知することで実施することがあります。

2

人員基準と取扱件数

1 管理者について

(1) 管理者の配置（基準条例第6条）

- 管理者は常勤で介護支援専門員の資格を有する者でなければなりません。
- 管理者は専らその職務に従事する者でなければなりません。ただし、居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限り、次の職務に従事することが可能です。

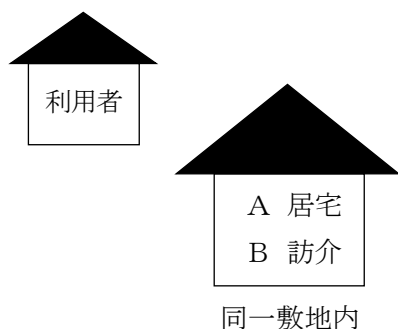
① 当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員の職務

② 同一敷地内にある他の事業所の職務

（介護保険施設（常勤のケアマネジャーを除く）、病院、診療所、薬局等の職務を含む）

（具体例）

A居宅介護支援事業所の管理者が、当該事業所と同一敷地内にあるB訪問介護事業所の訪問介護員として業務に従事する場合



A 居宅介護支援事業所：管理者兼介護支援専門員

B 訪問介護事業所：訪問介護員

訪問系サービスの事業所において、訪問サービスそのものに従事する従業者との兼務は一般的には管理者の業務に支障があると考えられるが、訪問サービスに従事する勤務時間が限られている職員の場合には、支障がないと認められる場合もありうる。

(2) 管理者の責務（基準条例第20条）

- 管理者は、従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握などの管理を一元的に行います。
- 管理者には、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う責任と義務があります。

★ 確認しましょう

管理者は、事業所の営業時間中は常に利用者からの利用申込み等に対応できる体制を整えている必要があります。事業所の体制について改めて確認しましょう。ケアマネジャーが複数いる事業所では、管理者は基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う責任と義務があります。管理者がケアマネジメント業務を兼務している場合には、管理者の責務を十分に果たしているか振り返りましょう。

2 介護支援専門員について

(1) 介護支援専門員の配置（基準条例第5条第1項）

- 常勤の介護支援専門員を1人以上配置しなければなりません。
- 常勤の介護支援専門員の配置は、**利用者の数35人に対して1人が基準**となります。利用者が35人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいです。

常勤とは…

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする）に達していることをいうものです。

ただし、育児休業、介護休業等、所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を30時間として取り扱うことが可能です。

※ 常勤であるかについては「当該事業所における勤務時間数」が当該事業所で定められている「常勤職員が勤務すべき時間数」に達しているか否かで判断します。

(2) 介護支援専門員の資格（介護保険法第69条の7・第69条の8）

- 介護支援専門員の資格は、5年ごとに更新が必要です。有効期間が切れている場合は介護支援専門員として業務に従事することはできません。
- 介護支援専門員とは「**介護支援専門員証の交付を受けたもの**」とされていますので、更新研修を修了しただけでは資格を更新したことになりません。更新研修を受講した上で、必ず更新申請の手続きを行ってください。
- 事業所として、介護支援専門員の専門員証の有効期間を確認し、更新に必要な研修の受講や更新手続きについて管理する体制を整えるようお願いします。

(3) 主任介護支援専門員の更新

- 平成28年度から主任介護支援専門員の資格に更新制度が導入されました。資格の有効期間は、**主任介護支援専門員研修または更新研修修了から5年間**です。
- 以下に該当する方は、有効期間に経過措置が設けられています。

平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了 ⇒ 平成31年3月31日まで
平成24～26年度に主任介護支援専門員研修を修了 ⇒ 平成32年3月31日まで

介護支援専門員・主任介護支援専門員の資格更新研修等について

一般社団法人北海道総合研究調査会（HIT）

<http://www.hit-north.or.jp/care/>

北海道高齢者保健福祉課地域包括ケアグループ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/Keamane.htm>

3 取扱件数と基準担当件数について

(1) 取扱件数と居宅介護支援費

居宅介護支援費は、当該事業所の介護支援専門員1人当たりの取扱件数に応じて、次のとおり（Ⅰ）～（Ⅲ）の所定単位数が算定されます。

介護支援専門員の常勤換算1人当たりの取扱件数	居宅介護支援費の算定区分	左の区分を割り当てる利用者の部分（契約が古い利用者から順番に割り当てる）
40件未満	Ⅰ	全ての利用者（1～39件）
40件以上 60件未満	Ⅰ	1件目～39件目の部分
	Ⅱ	40件目～59件目の部分
60件以上	Ⅰ	1件目～39件目の部分
	Ⅱ	40件目～59件目の部分
	Ⅲ	60件目以降の部分

※ 取扱件数とは…

〔1か月当たりの居宅介護支援の利用者数 + (介護予防支援事業者から委託を受けて行う介護予防支援の利用者数×1/2)〕 ÷ **常勤換算方法により算出した介護支援専門員の員数**

(具体例1) 取扱件数80人、常勤換算方法で1.5人の介護支援専門員がいる場合

40件 × 介護支援専門員1.5人 = 60件

60件 - 1 = 59件 であることから、

1件目から59件目については、居宅介護支援（Ⅰ）

60件目から80件目については、居宅介護支援（Ⅱ）を算定する。

(具体例2) 取扱件数が居宅介護支援35人、介護予防支援12人、常勤1人の介護支援専門員がいる場合

取扱件数は、居宅介護支援35件 + (介護予防支援12件×1/2) = 41件

1件目から6件目については、介護予防支援

7件目から39件目については、居宅介護支援（Ⅰ）

40件目から41件目については、居宅介護支援（Ⅱ）を算定する。

Q1 ケアマネジャー1人当たりというのは、常勤換算によるものか。その場合、管理者がケアマネジャーであれば1人として計算できるのか。

取扱件数や介護予防支援業務受託上限の計算に当たっての「ケアマネジャー1人当たり」の取扱については、常勤換算による。なお、管理者がケアマネジャーである場合、管理者がケアマネジメント業務を兼ねている場合については、管理者を常勤換算1のケアマネジャーとして取り扱って差し支えない。ただし、管理者としての業務に専念しており、ケアマネジメント業務にまったく従事していない場合については、当該管理者については、ケアマネジャーの人数として算定することはできない。

(発出) 平成18年3月27日介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A (vol.2) 問31

Q2 報酬の支給区分の基準となる取扱件数は、実際に報酬請求を行った件数という意味か。

取扱件数の算定は、実際にサービスが利用され、給付管理を行い、報酬請求を行った件数をいう。したがって、単に契約をしているだけのケースについては、取扱件数にカウントしない。

(発出) 平成18年3月27日介護制度改革information vol. 80 平成18年4月改定関係Q&A (vol. 2) 問32

Q3 介護予防支援費の算定において、逡減制は適用されるのか。

適用されない。このため、居宅介護支援と介護予防支援との合計取扱件数が40件以上となる場合については、介護予防支援の利用者を冒頭にし、次に居宅介護支援の利用者を契約日が古いものから順に並べることにより、40件以上となる居宅介護支援のみ逡減制を適用することとする。

(発出) 平成21年3月23日介護保険最新情報vol. 69 平成21年4月改定関係Q&A(vol. 1) 問60

(2) 取扱件数と運営基準（基準条例第5条第2項）

- 運営基準では、常勤の介護支援専門員の配置は、利用者の数35人に対して1人が基準とされています。利用者の数が35人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。
- ただし、標準担当件数が36件以上40件未満の場合であっても、直ちに基準違反となるものではありません。介護支援専門員の経験年数や担当ケースの難易度により、適切な範囲で介護支援専門員ごとに担当件数を決めるようにしてください。
- 介護予防支援の業務については、委託できる件数に制限はありませんが、委託を受けるに当たっては、その業務量を勘案し、居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮してください。

指導事例

- ・介護支援専門員資格の更新について、管理していなかった。
- ・担当件数が35件を超えており、すべての利用者に手が回っていなかった。
- ・長期にわたり担当件数が35件を超えていたが、増員を検討していなかった。

確認しましょう

取扱件数については、居宅介護支援費の請求上ケアマネジャー1人当たり40件以上で逡減制が適用となり、運営基準では35件を超える場合に増員することが望ましいです。ただ、経験年数や担当ケースの難易度などにより適切な業務を行うことができる件数はそれぞれです。適切な範囲を見極めることが大切です。

3

運営基準に関する留意点

1 実地指導で指摘が多い事例

(1) 内容及び手続の説明及び同意（基準条例第7条第1項）

- 利用申込があった場合には、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明します。
- 重要事項説明書には、以下の内容をすべて盛り込まなければなりません。

重要事項には…

- ① 運営規程の概要
- ② 介護支援専門員の勤務の体制
- ③ 秘密の保持
- ④ 事故発生時の対応
- ⑤ 苦情処理の体制

ちなみに運営規程には…

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 職員の職種、員数及び職務内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域

★ 指導事例

- ・ 重要事項として記載しなければならない内容が網羅されていなかった。

★ 確認しましょう

重要事項説明書に盛り込む内容をすべて記載しているか確認しましょう。
運営規程や契約書の内容と相違がある場合は、速やかに修正してください。

(2) 居宅介護支援の基本取扱方針（基準条例第15条第2項）

- 札幌市では、少なくとも年に1回は事業所が提供している居宅介護支援のサービスの質を評価し、その結果を具体的な改善に繋げるよう指導しています。
- 評価方法は定められておりません。誰が、どんな場面で、どのように評価して改善を図るのか、事業所ごとに適した方法を考える必要があります。

(具体例1) 評価シートを活用する

札幌市や他自治体が作成した評価シートを用いて評価する方法です。札幌市が作成した「事業所評価シート」はホームページに掲載しています。

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/jigyoushohyouka.html>

(具体例2) アンケートを実施する

利用者や家族にアンケートを実施し、サービスの質について評価します。改善に繋がる意見が得られにくいことが課題でもあります。利用者や家族が具体的な意見を記載できるよう、質問の仕方を考えることも大切です。

指導事例

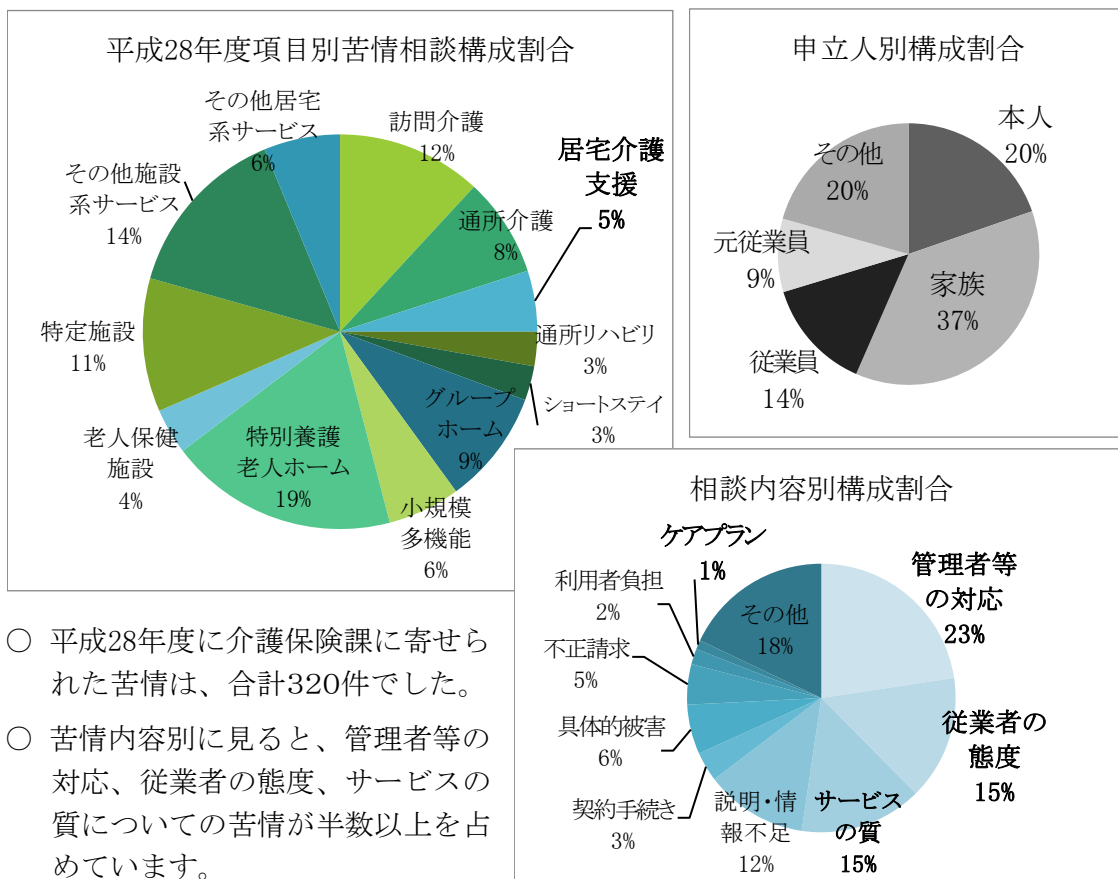
- ・指定から1年が経過していたが、質の評価を行っていなかった。
- ・質の評価は行っていたが、改善に向けた取り組みを行っていなかった。

確認しましょう

事業所が提供している居宅介護支援の質について、少なくとも年に1回は評価を行い、サービスの質の向上のために改善を図ってください。

(3) 苦情処理（基準条例第29条）

- 利用者やその家族から受けた苦情に対して、居宅介護支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の内容を記録することが義務付けられています。
- 居宅介護支援に対する苦情の他、ケアプランに位置付けたサービスに対する苦情についても適切に対応しなければならないことが規定されています。



- 平成28年度に介護保険課に寄せられた苦情は、合計320件でした。
- 苦情内容別に見ると、管理者等の対応、従業員の態度、サービスの質についての苦情が半数以上を占めています。

指導事例

- ・苦情受付表を用意しておらず、支援経過に記録するのみであった。

確認しましょう

苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行いましょ。

(4) 事故発生時の対応（基準条例第30条）

- 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡し、必要な措置を講じるべきと規定されています。
- 事故の状況や事故に際して採った処置について必ず記録してください。
- 札幌市に報告が必要な事故は、以下のとおりです。

提出書類を確認
しましょう

札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k250jiko.html>

<利用者処遇に関するもの>

死亡事故、虐待、失踪・行方不明、骨折・打撲・裂傷等（医療機関に受診したもの）、誤飲・誤食・誤嚥、誤薬、不法行為無断外出など

<施設・事業所及び役職員に関するもの>

不適切な会計処理、不法行為等

<その他>

事件報道が行われた場合、その他必要と認められる場合

★ 指導事例

- ・札幌市に報告が必要な事故について、報告書の提出を忘れていた。

★ 確認しましょう

利用者が安心してサービス提供を受けられるよう、事故発生時の対応を定め
ておきましょう。事故が発生した際は原因分析と再発防止に努めてください。

(5) 記録の整備（基準条例第32条）

- 記録の保存期間については、厚生省令と札幌市の基準条例で定められている規定が異なりますので、注意が必要です。
- 札幌市が定める記録の保存期間については、次のとおりです。

記録の種類	保存期間
① 居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに、次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画 ・アセスメントの結果の記録 ・サービス担当者会議等の記録 ・モニタリングの結果の記録 	居宅介護支援の提供の完結の日から2年間 又は 介護給付があった日から5年間のいずれか遅い日まで
③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故に係る記録	居宅介護支援の提供の完結の日から2年間

4

介護報酬の算定について

1 特定事業所加算

(1) 加算の趣旨

特定事業所加算は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価しているものです。算定している事業所は、質の高いケアマネジメントを実施するための努力が求められています。

	特定事業所加算Ⅰ	特定事業所加算Ⅱ	特定事業所加算Ⅲ
常勤専従の主任介護支援専門員の配置	2名以上	1名以上	1名以上
常勤専従の介護支援専門員の配置	3名以上	3名以上	2名以上
中重度の利用者の占める割合	40%以上	なし	なし
人材育成への協力体制の整備	必要	必要	必要

※ 「人材育成への協力体制の整備」の要件は、平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日（平成28年11月22日）から適用となりました。

(2) 人員配置基準について

- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を必要数配置しなければなりません。居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。
- 常勤かつ専従の介護支援専門員を必要数配置しなければなりません。居宅介護支援事業所の管理者の兼務は認められますが、それ以外の業務の兼務については、同一敷地内の他事業所の職務であっても認められません。

(3) 研修計画の策定について

- 居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していることが必要です。この研修については、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならないことが規定されています。
- 研修計画の様式は任意ですが、介護支援専門員について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を盛り込まなければなりません。管理者は、研修目標の達成状況について適宜確認してください。

(4) 人材育成への協力体制の整備について

- 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが必要です。
- 実習の受け入れ協力事業所の登録は、北海道が行っています。受け入れを希望する事業所は、北海道高齢者保健福祉課宛てに「北海道介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承諾書」を提出する必要があります。
- 札幌市に加算の届出を行う際は、当該承諾書の写し又は研修実施機関と取り交わした契約書の写しを添付してください。

介護支援専門員実務研修における実習受け入れ協力事業所の登録について

北海道高齢者保健福祉課地域包括ケアグループ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/jitsumu-jisshuu-shoudaku.htm>

※ 研修実施機関は、北海道から委託を受けている北海道社会福祉協議会です。

2 特定事業所集中減算

(1) 判定期間と減算適用期間

毎年度2回、次の判定期間における事業所において作成されたケアプランを対象として、サービスごとに最も紹介件数の多い法人を位置付けたケアプランの数の占める割合が**80%**を超えた場合に減算を適用します。

	判定期間	減算適用期間	提出期限
前期	3月1日～8月末日	10月1日～3月31日	9月15日まで
後期	9月1日～2月末日	4月1日～9月30日	3月15日まで

(2) 札幌市の取扱い

- 札幌市では判定を円滑に行うことができるよう「審査シート」を用意しています。また、判定の結果に関わらず、すべての居宅介護支援事業所に「審査シート」の提出を求めています。
- 紹介率最高法人が占める割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合には、その正当な理由について必ず届出を行ってください。
- 詳細については、札幌市ホームページに掲載しております。利用者への確認が必要な書類もありますので、毎月の利用実績をもとに事前の準備をお願いします。
<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/tokuteijigyousyo.html>

(3) 正当な理由の判断基準について

- 札幌市では「正当な理由」の有無を客観的に判断できるよう判断基準を策定し、皆さまから提出された書類を確認して「正当な理由」の有無を判断しています。
- 判定の結果については、事業所宛てに文書で通知しております。判定のために作成した書類は、2年間保存するようにしてください。
- 特定事業所加算を算定している事業所では、特定事業所集中減算が適用された場合には、加算が算定できなくなりますのでご注意ください。

正当な理由の内容	添付書類
1 居宅介護支援事業者の実施地域に、訪問介護サービス等が各サービスごとで見た場合に5事業所未満である場合	様式1 運営規程 審査シート
2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合	審査シート
3 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合	審査シート
4 紹介率最高法人が居宅介護支援事業所を運営する法人と同一法人若しくは関連する系列法人の場合で、次の要件を全て満たす場合 ① 利用者に、居宅介護支援事業所を運営する自社の法人（もしくは関連する系列法人。以下同様）のサービス事業所以外に、自社の法人とは全く関連のない法人が運営するサービス事業所を少なくとも2つ以上紹介し、そのうえでなお利用者が、自社の法人のサービス事業所を希望していることが書面で確認できる場合 ② 自社の法人とは全く関連のない法人が運営する居宅介護支援事業所を少なくとも2つ以上紹介し、そのうえでなお利用者が、自社の居宅介護支援事業所を希望していることが書面で確認できる場合	様式2 様式3 審査シート 審査シート (再計算後)
5 紹介率最高法人が居宅介護支援事業所を運営する法人と全く関連のない法人の場合で、次の要件を全て満たす場合 ① 利用者に、紹介率最高法人が運営する法人と全く関連のない法人が運営するサービス事業所を少なくとも2つ以上紹介し、そのうえでなお利用者が、紹介率最高法人が運営するサービス事業所を希望していることが書面で確認できる場合 ② 居宅介護支援事業所を運営する法人から、紹介率最高法人との関係が、資本や人事関係など全く関連のないことを誓約する書面を市長に提出している合	様式2 様式4 審査シート 審査シート (再計算後)
6 医師（医療機関を含む）からの指示があった場合で、次の要件を満たす場合 ① 自社の法人とは全く関連のない法人が運営する居宅介護支援事業所を少なくとも2つ以上紹介し、その上でなお利用者が、自社の居宅介護支援事業所を希望していることが書面で確認できる場合	様式3 様式4 様式5 審査シート 審査シート (再計算後)

5

地域密着型サービスについて

地域密着型サービスは、認知症高齢者や中重度の要介護高齢者が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、平成18年4月の介護保険制度改正により創設されたサービスです。ケアプランに位置付ける場合には、次の点に留意してください。

(1) 地域密着型サービスとは

- 市町村が、事業者の指定や監督を行います。規模が小さいことから、利用者やその家族のニーズにきめ細かく応えることができます。
- 通所介護事業所のうち、利用定員が18人以下の事業所は「地域密着型通所介護」として、平成28年4月より地域密着型サービスへ移行しました。

地域密着型サービス

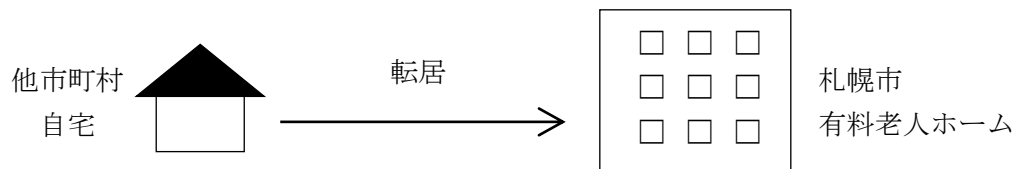
定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護／地域密着型通所介護／（介護予防）認知症対応型通所介護／（介護予防）小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／（介護予防）認知症対応型共同生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／

(2) 地域密着型サービスの利用者について

- 地域密着型サービスは、札幌市の被保険者のみが利用できるサービスです。
- 札幌市が指定している地域密着型サービスをケアプランに位置付ける場合は、利用者が札幌市の被保険者であることを必ず確認してください。

(3) 住所地特例対象者の特例について

- 住所地特例の対象者は、札幌市の地域密着型サービスを利用することができます。
- 住所地特例の対象者とは、「保険者は他市であるが、札幌市の住所地特例施設に住んでおり、住民登録地が札幌市内の方」のことで。



住所地特例と適用除外施設について

札幌市内の住所地特例の対象となる未届有料老人ホーム一覧を公開しています。

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k-131juushotitokurei.html>

6

変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出

事業者は、事業所の名称や所在地などの届出事項に変更があったとき、加算や減算などの介護給付費算定に係る体制に変更があったとき、事業を廃止又は休止しようとするときは、届出を行うことが介護保険法により義務付けられています。

変更届	<p>○ 届出内容に変更があった場合には「変更届出一覧」により必要書類を確認の上、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。</p> <p>札幌市ホームページ「変更届（居宅サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/hennkou.html</p>
加算届	<p>○ 加算の算定の届出 算定開始月の前月の15日までに届出を行ってください。</p> <p>○ 加算の取り下げ 要件を満たさなくなることが明らかになった場合には、速やかに加算の取り下げの届出を行ってください。</p> <p>札幌市ホームページ「加算の届出（居宅サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/taisei-todokede.html</p>
廃止届 休止届	<p>○ 廃止又は休止の日の1月前までに届出を行ってください。</p> <p>○ 利用者への適切な措置が取れているか確認する必要がありますので、事前に札幌市へご連絡ください。</p> <p>○ 利用者のサービス利用に支障が生じないよう、他の居宅介護支援事業者を紹介するなど、速やかに必要な措置を講じてください。</p> <p>札幌市ホームページ「廃止・休止・再開の（居宅サービス）」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k_haishi.html</p>

 **指導事例**

- ・加算の要件を満たさなくなったが、取り下げの届出を忘れていた。

 **確認しましょう**

事業所の現状や体制は正確に届出してください。届出が必要な事項について、あらかじめ確認しておくことが大切です。

7

業務管理体制について

不正事案の再発防止及び制度の適正な運営を図るため、平成20年度の介護保険法改正により、介護サービス事業者に法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

(1) 事業者が整備すべき業務管理体制

- 指定又は許可を受けている事業所数に応じて整備すべき体制が定められています。事業所の数には、介護予防サービス事業所を含みますので、同一事業所が訪問介護と介護予防訪問介護に指定を受けている場合は、事業所数は2と数えます。

事業所の数	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行の状況の監督を定期的実施
1以上20未満	○	—	—
20以上100未満	○	○	—
100以上	○	○	○

(2) 届出様式と提出先

- 届出様式及び記載例、手引書については札幌市ホームページに掲載しております。
<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/gyoumuknarikaisei.html>
- 札幌市に届出が必要となるのは「指定事業所が札幌市内にのみ所在する事業者」となります。提出先については、次のとおりです。

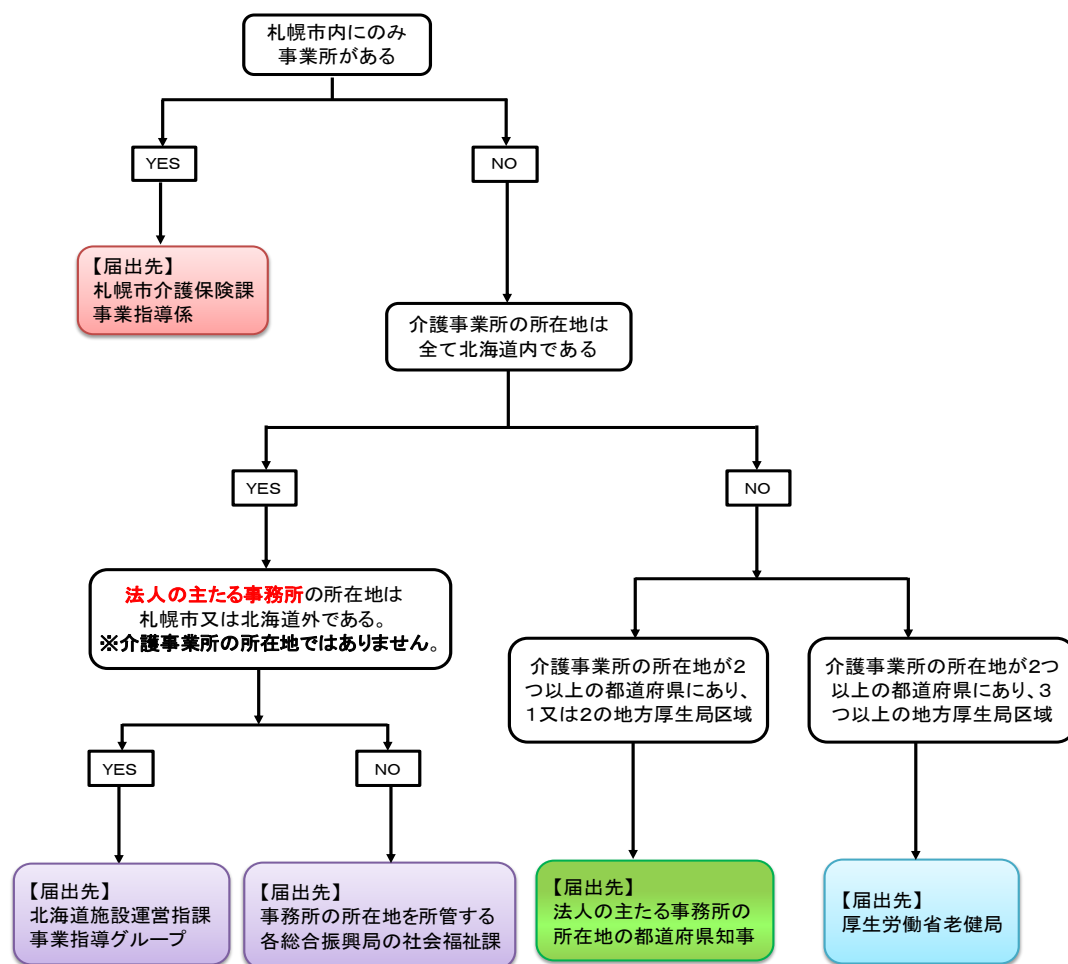
区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ2以下の地方厚生局に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 地域密着型サービス（予防を含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村にのみ所在する事業者	市町村長
⑤ ①から④以外の事業者	都道府県知事

(3) 業務管理体制の一般検査

- 札幌市では、業務管理体制の整備状況等を検証するため、所管している事業者につきまして、6年に1回ほど一般検査を実施しています。
- 平成28年度は、299事業者に対して一般検査を実施しました。
- 平成29年度につきましても近日中の実施を予定していますので、ご協力よろしくお願ひします。

(4) 一般検査における好事例

- 法令遵守規程の整備を自主的に実施
事業所数が20未満の事業者においても自主的に法令遵守規程を作成していた。法的義務がない場合でも、規定の整備、外部機関からの監査のチェックを行うことにより法人職員のコンプライアンス意識を高めることができていた。
- コンプライアンス自己チェックシートを活用
法人職員に対して、定期的にコンプライアンスチェックシートによる自己診断を実施していた。介護保険法だけでなく、個人情報、財務、会計、契約に係る法律についても意識することにより、社会的信頼を得られる会社となるよう務めていた。
- 「コンプライアンスに係る誓い」を貼り出して毎朝礼時に確認
法人職員に対して、法令遵守のため守るべき項目を毎日意識させることにより、コンプライアンス意識を根付かせる取り組みを行っていた。



★ 確認しましょう

業務管理体制の整備は、法令遵守の義務の履行を制度的に確保し、指定取消に繋がるような不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ることを目的としています。法令遵守等の業務管理体制の整備について、改めて確認してください。

近年は、少子高齢化により労働力人口が減少し、介護業界における人材の定着や確保が喫緊の課題となっています。札幌市では、事業者の皆さまが働きやすい職場づくりを進められるよう、様々な取組みを行っています。

(1) 雇用管理責任者研修

- 雇用管理責任者研修は、雇用管理に必要な基礎知識を身に付けることができます。平成27年度から介護労働安定センター北海道支部に委託して実施しています。
- 参加対象者は、平成27年4月以降に新たに介護事業所の管理になった方、平成27年4月以降に新たに法人の雇用管理責任者になった方です。
- 申込みについては、札幌市ホームページより「参加申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、介護労働安定センター北海道支部あてにFAXしてください。
<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/koyoukannri.html>

受講月	日程	申込期間
平成30年1月	1月24日(水)	11月16日(木)～1月15日(月)
平成30年2月	2月26日(月)	1月16日(火)～2月15日(木)
平成30年3月	3月23日(金)	2月16日(金)～3月15日(木)

(2) 介護人材定着化研修

- 介護職員の離職を防ぎ人材の定着化を目的として、メンタルヘルス、腰痛予防など労働環境づくりに役立つ研修を、札幌市社会福祉協議会に委託して行っています。
- 研修案内や申込書については、札幌市社会福祉協議会より事業所宛てに郵送しています。平成29年度は延べ19回の各種研修を実施予定です。

(3) キャリアパス制度導入支援事業

- キャリアパス制度の導入や改善を支援するため、介護労働安定センター北海道支部に委託して支援を行っています。
- この事業では、介護保険制度に精通している社会保険労務士が、事業所に無料で訪問し、個別相談に応じます。
- 処遇改善加算を算定するためだけでなく、従業員の給与改善に関する相談の機会としても利用することが可能です。

(4) 介護人材確保促進事業 (平成29年度のセミナー等開催は既に終了しました)

- 事業者が求める人材を適切に確保できるよう、自らの事業所の魅力を上手に伝える手法を習得し、合同就職相談説明会などにより人材の確保に繋がります。

1 介護扶助について

(1) 介護扶助の範囲

- 生活保護制度は、最低限度の生活保障と自立助長を目的としています。
- 介護扶助は、支給限度基準額の範囲内とされています。基準額を超える介護サービスについては、全額自己負担となることから認められていません。
- 介護扶助の受給者は、次のとおりです。H番号受給者が障害者総合支援法のサービスを受けている場合は、そのサービス利用単位と介護扶助のサービス利用単位の合計が支給限度基準額の範囲内になるように調整する必要があります。

介護扶助の受給者は…

- ・介護保険第1号被保険者 ・介護保険第2号被保険者
- ・H番号受給者（40歳以上65歳未満の被保護者のうち、健康保険未加入のため介護保険未加入となっているが、介護保険と同様に特定16疾病により要介護状態にある者）

※H番号受給者の呼称は、札幌市独自の名称です。

2 チェックポイント

(1) ケアプラン作成

- 被保護者のケアプランを作成するためには、居宅介護支援事業所は生活保護法の指定介護機関として指定を受ける必要があります。
- ただし、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた事業所は、みなし指定の適用を受けますので、申請は不要です。
- 事業所の名称や所在地などに変更があった場合は、事業所が所在する区役所の保護課管理係に「生活保護法指定介護機関変更届出書」を提出する必要があります。

(2) 介護報酬の請求

- 被保護者へのサービス提供に当たっては、有効な介護券が交付されていなければ、介護報酬を請求することができません。
- 介護給付費明細書に記載する生活保護の受給者番号は、毎月の介護券から転記してください。受給者番号は変更する場合がありますので注意してください。

★ 確認しましょう

H番号受給者のケアプラン作成においては、障害者総合支援法によるサービスを含めて支給限度基準額の範囲内になるよう調整が必要です。